

郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた新製品の生産又は新役務の提供（以下「新製品等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る市内の中小企業者等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき認定し、当該認定を受けた者の新製品等を試験的に購入して評価する郡山市チャレンジ新製品認定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、市内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(認定の対象者)

第3条 この要綱による認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、中小企業者等のうち、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (2) 中小企業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当している者と認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(認定の対象となる新製品等)

第4条 この要綱による認定の対象となる新製品等は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品その他地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし、市長が不適当と認めたものを除く。

- (1) 申請時において、販売又は提供の開始の日から概ね5年以内であること。
- (2) 既存の製品及び役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- (3) 市場性が見込まれる製品又は役務であること。
- (4) 生産、販売、資金調達の方法等が確実に実行可能で適切なものであること。
- (5) 技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便性の増進に寄与するものであること。

(認定申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、チャレンジ新製品認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 登記事項証明書（個人事業主にあつては、住民票及び開業・廃業等届出書の写し）

- (3) 直近 2 営業期間の決算書、貸借対照表及び損益計算書
 - (4) 会社概要又は事業の内容が確認できるもの
 - (5) 納税証明書等滞納の事実がないことが確認できるもの
 - (6) 新製品等の詳細が確認できる資料
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (認定事業者の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新製品等の生産等により新たな事業分野の開拓を図るもの（以下「認定事業者」という。）として認定し、チャレンジ新製品認定通知書（第 3 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、チャレンジ新製品不認定通知書（第 4 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 認定事業者として認定する期間は、第 1 項の規定による認定をした日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(委員会)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による審査に当たり、郡山市チャレンジ新製品認定審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による場合のほか、認定事業者の決定に関し必要があると認めるときは、委員会に意見を求めることができる。

(委員会の構成等)

第 8 条 委員会の委員は、7 人以内とし、次に掲げる関係団体等のうちから市長が依頼する。

- (1) 日本大学工学部
- (2) 一般社団法人福島県発明協会
- (3) 公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構
- (4) 郡山商工会議所
- (5) 郡山市農商工部
- (6) その他関係する団体等

2 委員の依頼期間は、依頼をした日から当該依頼をした日が属する年度の末日までとする。

3 委員会に座長を置き、農商工部長をもって充てる。

4 座長は、特に必要と認める課の課長を臨時委員に充てることができる。

(会議)

第 9 条 委員会の会議は、市長が招集し、座長が進行する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が委員会の会議を進行する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、農商工部産業創出課において処理する。

(実施計画の変更)

第11条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、チャレンジ新製品認定に係る実施計画変更承認申請書（第5号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、チャレンジ新製品認定に係る実施計画変更承認通知書（第6号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(実施計画の中止)

第12条 認定事業者は、第6条第3項の規定により認定をする期間中に、当該認定に係る第5条の認定申請書に基づく事業を中止したときは、チャレンジ新製品認定に係る実施計画中止届（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定事業者の認定を受けたとき。

(2) 実施計画に従って計画を実施していないとき。

(3) 第3条又は第4条に該当しなくなったとき。

(4) 前条の中止届による届出があったとき。

(5) 特許権、実用新案権等、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権に関し、重大な障害があることが判明したとき。

(6) 認定事業者又はその販売代理店等が、認定事業者であることを当該認定に係る新製品等の販売促進以外の目的で使用したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、チャレンジ新製品認定取消通知書（第8号様式）により、認定事業者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況等について報告を求め、又は新製品等についての調査をすることができる。

(新製品等に関する広報活動)

第15条 市長は、認定事業者が生産等する新製品等の普及促進を図るため、新製品等に関する広報活動に努めるものとする。

(新製品等の購入)

第16条 市は、物品の調達、借入れ等を行う場合及び役務の提供を受ける場合は、認定事業者が生産等する新製品等の性能、品質、価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

（新製品等の評価等）

第17条 新製品等を試験的に購入した市の機関は、産業創出課長に対し、チャレンジ新製品認定事業者が開発した新製品等使用評価書（第9号様式）により報告をするものとする。

2 前項の規定による報告を受けたときは、認定事業者に通知するものとする。

（公表）

第18条 市長は、認定事業者の生産等する新製品等をホームページ等で公表するものとする。

2 市が認定事業者の生産等する新製品等を随意契約に基づき調達する場合は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第39条の2の規定に基づき公表するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所
名 称
代表者職・氏名

チャレンジ新製品認定申請書

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、新製品等の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたいので、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第 5 条の規定に基づき、実施計画書を添えて申請します。

第2号様式（第5条関係）

実施計画書

1 申請者の概要

商 号 ・ 名 称		
代表者職・氏名		
所 在 地	〒 ー	
設 立 年 月 日		
資 本 金		
従 業 員 数		
事 業 概 要		
ホ ー ム ペ ー ジ		
担 当 者	部署名	
	役職・氏名	
	E-MAIL	
	TEL	
	FAX	
競争入札参加資格 者名簿への登録	☐ 登録済 ☐ 未登録	

2 新製品等の内容

(1) 概要

新製品等の名称		
新製品等の説明 ※機能、使用方法、その他特記すべき点を記載してください。 ※製品に関するチラシやパンフレット等を添付してください。		
新製品等の新規性・独創性、優位性、社会的有用性 ※具体的かつ詳細に記載してください。	①新規性・独創性 ②優位性 ③社会的有用性	
知的財産権の保有状況 ※「権利の種類」「取得年日」「登録（出願）番号」「有効期間」「内容」を記入してください。 ※出願中のものを含みます。		
法令等の適合状況	遵守すべき法令の名称	取得している許認可等の番号
品質、安全性、環境への配慮等の認定状況	規格・基準等の名称	認定機関名等

(2) 新製品等の生産・販売の状況

新製品等の開発形態	☐ 自社開発 ☐ 共同開発（提携企業名： ） ☐ その他（ ）		
新製品等の生産形態	☐ 自社生産 ☐ 他社に委託生産（委託先企業名： ） ☐ 共同生産（共同生産企業名： ） ☐ その他（ ）		
新製品等の生産開始時期等	生産時期	年 月から	
	販売時期	年 月から	
新製品の生産拠点（所在地及び名称）	所在地		
	名称		
新製品等の市場模・競争環境 ※データ等を利用し、客観的に記入してください。			
新製品等の販売状況 ※直近２期（今期は直近月まで）の新製品等の売上を記載してください。	決算月	月	
	今期	売上高：	千円
		売上数量：	
	前期	売上高：	千円
売上数量：			
新製品等の生産方法 ※生産に必要な原材料等の品名及び産地、生産備、仕入先名並びに生産内容（工程）を記載してください。			
販売経路	☐ 直接販売 ☐ 代理店販売（代理店名： ）		
標準納期		注文後 約 日	

(3) 公的支援等の状況

国、県、市等の公的支援等の状況 ※認定、補助金等があれば、記載してください。	団体名称	
	支援内容	
	支援時期	

【添付書類一覧】

- ・登記事項証明書（個人事業主にあつては、住民票及び開業・廃業等届出書の写し）
- ・直近2営業期間の決算書、貸借対照表及び損益計算書
- ・会社概要又は事業の内容が確認できるもの
- ・納税証明書等滞納の事実がないことが確認できるもの
- ・新製品等の詳細が確認できる資料

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

郡山市長

チャレンジ新製品認定通知書

年 月 日付けの認定申請について、次のとおり認定しますので、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 認定事業者名
- 2 新製品等名
- 3 認定期間

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

様

郡山市長

チャレンジ新製品不認定通知書

年 月 日付けの認定申請について、次の理由により不認定と決定しましたので、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

不認定の理由

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所
名 称
代表者職・氏名

チャレンジ新製品認定に係る実施計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた実施計画について、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更内容

変更事項	変更前	変更後

変更理由

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

郡山市長

チャレンジ新製品認定に係る実施計画変更承認通知書

年 月 日付け第 号で認定を受けた実施計画の変更の承認申請について、承認します。郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所

名 称

代表者職・氏名

チャレンジ新製品認定に係る実施計画中止届

年 月 日付け第 号で認定を受けた事項による事業を中止しますので、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

中止の理由

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

様

郡山市長

チャレンジ新製品認定取消通知書

年 月 日付け第 号の認定について、取り消すことに決定しましたので、郡山市
チャレンジ新製品認定実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

第9号様式（第17条関係）

年 月 日

産業創出課長

課長

チャレンジ新製品認定事業者が開発した新製品等使用評価書

標記の件について、次のとおり報告します。

事業者名		
製品名		
購入した数量		
設置箇所		
使用期間		
製品に期待した効果 (使用前)		
製品の使用評価 (使用后)		
製品の改良点等参考 意見		
評価担当者	所属名	
	職名・氏名	
	電話番号	